

3受文科人第28号
令和3年7月21日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長
放送大学学園理事長

殿

文部科学事務次官

藤原誠

(公印省略)

全国戦没者追悼式の実施について（通知）

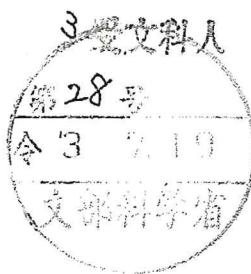
このことについて、厚生労働事務次官から別紙のとおり通知がありました。

については、貴機関及び貴管下の学校その他の施設にあっては、この通知の趣旨に沿つてよろしくお取り計らい願います。

なお、都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会に対し御周知願います。



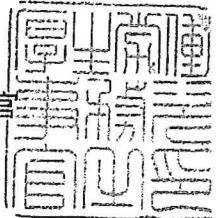
【本件連絡先】
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省大臣官房人事課総務班
電話：03-5253-4111（内線2124）
FAX：03-6734-3610
E-mail：jinjisou@mext.go.jp



厚生労働省発社援 0709 第 8 号
令 和 3 月 年 7 月 9 日

文部科学事務次官 殿

厚生労働事務次官



全国戦没者追悼式の実施について

「「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について」（昭和57年4月13日閣議決定）に基づき、先の大戦での全戦没者に対し国を挙げて追悼の誠を捧げるとともに平和を祈念するため、8月15日に、日本武道館において、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、全国戦没者追悼式を実施します。

つきましては、昨年同様、本式典の趣旨を十分御理解いただき、本式典が全国民の心からなる協力により国を挙げての行事となりますよう、その趣旨の普及、それぞれの職場における行事参加等について、特段の御配意をいただきたくお願い申し上げます。

なお、式典当日、それぞれの場所において、正午には1分間の黙とうが行われますよう、また、当日は貴管下各機関に半旗が掲揚されまようお願いします。

全国戦没者追悼式について

「「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について」（昭和57年4月13日閣議決定）に基づき、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、全国戦没者追悼式を実施する。

1 日 時 令和3年8月15日（日） 午前11時51分 開式
(所要時間 約1時間)

2 場 所 日本武道館
(東京都千代田区北の丸公園2番3号)

3 式次第（案）

開式

天皇皇后両陛下御臨席

国歌演奏

式辞 内閣総理大臣

默とう（正午から1分間）

天皇陛下のおことば

追悼の辞 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び遺族代表
天皇皇后両陛下御退席

献花 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、各都道府県遺族代表、一般戦災死没者遺族代表、原爆死没者遺族代表、青少年代表、衆議院副議長、参議院副議長、国務大臣、各政党代表（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第2項に規定する政党で国会に議席を有するものの代表）、前・元内閣総理大臣、元衆議院議長、前・元参議院議長、各団体代表、厚生労働大臣

閉式

4 参列者数

約1,400名を予定

（新型コロナウイルス感染防止の観点から、御遺族等参列者の範囲・人数を縮小。このうち、御遺族は、各都道府県から20名程度を予定）

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について

〔昭和57年4月13日
閣議決定〕

1 趣旨

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を設ける。

2 期日

毎年8月15日とする。

3 行事

政府は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、昭和38年以降毎年実施している全国戦没者追悼式を別紙のとおり引き続き実施する。

別紙

全国戦没者追悼式の実施について

- 1 全国戦没者追悼式は、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、毎年8月15日、日本武道館において実施する。
- 2 本式典における戦没者の範囲及び式典の形式は、昭和56年の式典と同様とする。
- 3 本式典には、全国から遺族代表を国費により参列させる。
- 4 式典当日は、官衙等国立の施設には半旗を掲げることとし、地方公共団体等に対しても同様の措置をとるよう勧奨するとともに、本式典中の一定時刻において、全国民が一斉に黙とうするよう勧奨する。

全国戦没者追悼式式次第（案）

午前11時45分までに	参列者が式場に参集し、所定の位置につく。
午前11時51分	開式。
次 に	天皇皇后両陛下が御臨席になる。
次 に	国歌を奏する。
次 に	内閣総理大臣が式辞を述べる。
次 に	天皇皇后両陛下が所定の位置にお立ちになる。
次 に(正午)	一同黙とうを行う。
次 に	天皇陛下がおことばを述べられる。
次 に	衆議院議長が追悼の辞を述べる。
次 に	参議院議長が追悼の辞を述べる。
次 に	最高裁判所長官が追悼の辞を述べる。
次 に	遺族代表が追悼の辞を述べる。
次 に	天皇皇后両陛下が御退席になる。
次 に	内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、遺族代表、青少年代表、参列来賓ならびに厚生労働大臣が花を献ずる。
次 に	閉式。参列者が退出する。